

第8回 放送番組審議会議事録

- 1 開催年月日 2014年(平成26年) 3月17日
- 2 開催場所 宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社 本社
- 3 委員出席 委員総数 7名 出席委員数 6名

4 議題

- 第1議案 「放送番組審議規程」の変更
- 第2議案 「地域安全に関する協定」について
- 第3議案 「放送法第6条第5号の報告」について
- 第4議案 「地域の放送」について

5 議事

6 審議内容

第1議案 「放送番組審議規程」の変更

放送番組審議規程(案)を示し、改定内容について、放送事業者から説明、補足を技術局長が行い、施行期日を、弊社定款の事業年度の始まりである平成26年5月1日とし、次回審議会を7月に行うこととし、原案のとおり承認された。

第2議案 「地域安全に関する協定」について

平成25年8月12日付「地域安全に関する協定」が厚木警察署と締結したことに当たり、その協定の内容を示し、その運用に関して、「通報や情報の提供等に際し、特別な権限を与えられていないこと、秘密の保護、個人情報保護、放送に携わる者の身体に危険が及ばないよう、また、情報の取扱者を放送局長、考査室長、無線従事者(技術局長)とする」旨、放送局長が説明を行い、補足を技術局長が行った。

委員から「個人情報の取扱については、十分注意するよう」あった。

第3議案 「放送法第6条第5号の報告」について

事前に、全委員より、「訂正放送制度」について、再度、説明してほしいという申し出があり、技術局長が、総務省のホームページに開催されている内容を印刷物として配布し、説明を行った。

委員から「放送法第9条第3項の損害賠償の事例について」、日本放送協会、民間放送であった事例を紹介し、放送局長からは、原則として、放送局以外の方が出演する番組は、録音放送とし、生放送の場合は、原稿を作成し、考査してもらい、放送を実施している旨説明した。

前回の審議会開催以降、訂正放送等に関し、報告する事項はない。

また、放送番組に関して申し出のあった苦情その他の意見としては、次の通りでした。

- (1) 日帰り湯、コンビニ等の広告を「ラジオドラマ仕立て」や「店長、店員の自らの声での呼びかけ」等で行ったところ、広告に登場した店員の名札を見て、「あなた、ラジオに出てた人」と声をかけられた等、広告主、聴取者から好評を得た。

委員からは、原稿はだれが作成しているのか等、放送の制作の様子に関する質問があった。

- (2) 日本放送協会の「どーも君」が尋ねてきた放送を聴いて、駆け付けた。事前に知らせてほしかった。
- (3) 朝の放送「朝ラジ」で、ごみの収集などをお知らせ、月に1回の収集をラジオで行っていただけたので出せた。忘れるところだった。ありがとうとメッセージがあった。

第4議案

「地域の放送」について

放送局長から、週末放送コーナーの「清川ふれあいタイム」を紹介。
週末を中心とした清川村及び周辺で行われるイベント等の情報を放送。

多くの委員から、「非営利団体等を含む、会合やイベント等の情報を集め、放送することができないか。」とのことに対し、放送事業者は、放送局長と相談の上、早期にパンフレット等をつくりたいと説明し、併せて、みなさまにも、お知恵等のご協力をいただきたい旨あった。

- 7 審議機関の答申または意見に対してとった措置の内容及びその年月日
(答申又は意見の内容及びその年月日を併せて記載すること。)
なし